

多摩スポーツセンターの開館（平成23年3月26日）

川崎市では各区に1館スポーツセンターを建設する「地区スポーツセンター構想」を昭和58年に策定し、地域のスポーツ施設整備に取り組んできました。

多摩区のスポーツセンターは、7区の中で一番最後の整備となりましたが、建設・運営にPFI手法（※1）を取り入れ、またスポーツセンターとしては唯一、屋内温水プールを備えた施設となっています。

<議会での審議経過と市の取り組み>

（1）施設整備について

【平成17年第1回定例会（3月）】

請願

多摩スポーツセンターの早期建設と、高齢者や障害者の利用に配慮して温水プールの併設を求める請願を全会一致で趣旨採択

【平成18年第4回定例会（12月）】

質問

PFI手法の導入を検討するということが、建設に当たり区民からの要望が強い温水プールの設置について、しっかりと位置づけるべきだと考えます。

答弁

年度内に事業方式や施設内容などを決定したいと考えていますが、プールの建設費、利用者の需要予測、費用対効果などについても検討を進めています。

【平成19年第1回定例会（2月）】

質問

プールについては、特に障害者の方々が利用しやすいよう、ハード・ソフトの両面から配慮されなければなりません。また、施設全体を障害者、高齢者にとって利用しやすいものとする必要があります。

答弁

ハートビル法（※2）に基づきバリアフリー構想を導入するとともに、運営面や管理面も考慮し、障害者、高齢者を対象としたスポーツ事業も検討していきます。

取り組みとしては・・・

- ・障害のある方もスムーズに入れるよう温水プールにスロープが設置されました。
- ・1、2階とも段差のない施設づくりなど、誰もが無理なく利用できるユニバーサルデザイン（※3）が徹底されました。



(2) 巡回バスの運行について

【平成19年第1回定例会（2月）】

質問

多摩スポーツセンターは、最寄り駅からかなりの距離があります。スポーツセンターと周辺駅とをつなぐ循環バスの取り組みについてはどう考えていますか。

答弁

循環バスについては今後検討し、施設の建設及び運営の基準を示す業務要求水準書（※4）に反映していきたいと考えています。

【平成21年第4回定例会（12月）】

質問

多摩スポーツセンターは、市民の健康づくりを推進していくための施設であり、温水プールも併設することから高齢者の方の利用も見込まれます。施設としても高齢者の利用を促進していく必要があります。交通アクセスについて配慮が必要であると思いますが、循環バスや送迎バスなどの計画はありますか。

答弁

PFI事業者から施設利用者の利便性向上に向けた事業計画として、周辺地域を循環する利用者向けの送迎バスを導入し、利用促進を図るという提案を受けており、この提案の具体的な実施計画について、事業者と検討しているところです。

取り組みとしては・・・

火曜、水曜、木曜、金曜日の4日間で巡回バスが運行されることになりました。

＜運行本数＞

中野島駅周辺経路 9本運行 生田駅周辺経路 8本運行

＜往復料金＞

スポーツ教室受講者 大人250円 子ども（小学生まで）200円

スポーツ教室受講者以外の利用者 大人300円 子ども200円



(3) 周辺環境の整備について

【平成22年第3回定例会（6月）】

質問

これまでの地元説明会の中で、スポーツセンター本館と西菅公園の間の道路は片側歩道であり、西菅公園側にも歩道の設置を求める声が出されていました。

安全性の観点から議会でも整備を求めていましたが、どうなりましたか。

答弁

スポーツセンターのオープンに合わせ、テニスコート横から建設センター入口信号付近までの道路に沿って、公園内に新たな通路の整備を予定しています。

取り組みとしては・・・

道路に沿って西菅公園内野球場のレフト側から建設センター入口信号までの約70メートルが、景観と歩きやすさに配慮した茶系色の透水性アスファルト塗装による新たな公園通路になりました。



多摩スポーツセンター

【開館時間】

屋内体育施設：9時～21時30分

野球場：4月～10月 6時～18時

11月～3月 8時～16時

テニスコート：9時～20時30分

【休館日】

毎月第4月曜日（祝日の場合は翌営業日）

12月29日～1月3日

<利用案内>



<http://kawasaki-tamaspo.com/>

<用語の解説>

※1 PFI手法

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間に委ねることによって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用し、公共サービスをより一層効果的かつ効率的に提供しようとする手法。

※2 ハートビル法

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図ることを目的として、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。

この法律では、不特定多数の者が利用する建築物を建築する者に対し、障害者等が円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを努力義務として課している。

※3 ユニバーサルデザイン

障害の有無や性別、年齢、言語、文化を問わず、すべての人にとって使いやすいようにデザインされた製品や情報、施設のこと。

※4 業務要求水準書

PFI事業への入札参加者に対して、事業に係わる政策目的や求める成果を実現するために提供されるべきサービスなど、市が求める業務の水準を示す書類。